

植栽管理業務(大崎広域東部クリーンセンター外) 仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合(以下「発注者」という。)が発注する大崎広域東部クリーンセンター外の植栽管理業務に適用し、業務範囲は本仕様書で定める業務に係る一切とする。

第1節 計画概要

1 一般概要

本業務は、大崎広域東部クリーンセンター及び大崎広域東部汚泥再生処理センターの敷地内の植栽管理を専門業者に委託し、景観保全を適正に維持管理する為に実施するものである。

業務にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業 務 名 植栽管理業務(大崎広域東部クリーンセンター外)

3 業務場所 遠田郡涌谷町字関谷沖名地内

大崎広域東部クリーンセンター敷地内

大崎広域東部汚泥再生処理センター敷地内

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

5 支払方法 業務完了後に一括して支払う

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも施設を熟知し、また、本仕様書に明記されていない事項であっても本業務の目的達成の為に必要事項、または業務の性質上当然必要と思われるものについては受注者の責任においてすべて行うこと。

2 疑義・変更

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し、その指示に従うとともに記録を作成し提出すること。また、本仕様書は原則として変更は認めないが、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1 対象となる植栽及び作業内容

(1) 大崎広域東部クリーンセンター植栽剪定作業(別紙1, 価格設計内訳書P. 1参照)

ア 正面エリア ヒマラヤスギ他 52本

イ	東側エリア	ヒマラヤスギ	8本
ウ	西側エリア	ヒマラヤスギ	29本
エ	北側エリア	ヒマラヤスギ	55本

(2) 大崎広域東部汚泥再生処理センター植栽剪定作業(別紙2・3, 価格設計内訳書P. 2参照)

ア	植栽エリア1	モミジ他	35本
イ	植栽エリア2	ムクゲ他	47本
ウ	管理棟敷地内	ニオイヒバ他	49本

※樹木の規格:低木(樹高2m), 中木(樹高4m)

(3) 両センターの剪定枝等の収集運搬及び処理

剪定した枝及び残材等は, 受注者の責任により全て撤去・収集し大崎広域東部クリーンセンターへ運搬すること。(場内へ搬入後の処理については, 発注者が行う。)

なお, 運搬方法は発注者と協議し決定すること。

(4) その他

本業務において発注者が必要と認めるもの。

2 留意事項

受注者は, 業務実施日及び作業方法等について発注者と十分協議のうえ工程表を作成し, 業務開始前に発注者の承認を得ること。

3 作業時間

業務は, 発注者の就業時間内に行うものとする。

4 作業表示

業務中は, 常に作業中の立札等を表示し, 事故防止に努めること。

5 その他

管理物や植栽の破損等が見受けられた場合は, 速やかに調査職員へ報告すること。

第4節 保証

1 保証期間

本業務の完成品の保証期間は, 正式引き渡しの日から1年間とする。ただし, 発注者と受注者が協議のうえ別に定める消耗品等についてはこの限りではない。なお, 保証期間中に生じた構造上の欠陥, 破損等は, 受注者の負担において速やかに補修, 改善もしくは取替を行わなければならない。ただし, 発注者の誤操作, 天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

2 正式引き渡し

業務完了後に発注者が検査を行い, その結果に基づき正式に引き渡しするものとする。

第5節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

受注者は業務完了後、速やかに完成図書を提出し、検査員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

(1) 契約時

ア	消費税に関する届出書	1部
イ	着手届及び業務工程表	1部
ウ	管理技術者等通知書及び経歴書	1部
エ	その他指示する図書	指示する部数

(2) 完了時

ア	給付完了通知書	1部
イ	作業日報	1部
ウ	業務工程写真(カラー)	1部
エ	その他指示する図書	指示する部数

第6節 その他

1 業務等

本業務に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分行い、また作業者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

(2) 現場管理

資材置場、資材搬入路等について発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し、実施すること。また、整理整頓を履行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

他の設備及び既存物件等への損傷、汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

2 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの

暴力団等排除措置要綱」(平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けいている者にこの契約の全部または一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員または暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求または妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求または妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求または妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。